

健康福祉

高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種



定期接種は予防接種法に基づき、今まで1回も23価肺炎球菌ポリサッカライドワクチンを接種したことがない人を対象に接種の機会を設けています。年度ごとに対象者は変わりますので、対象者には4月上旬に予防票を送付します。

**期間** 令和5年3月31日(金)まで

**接種場所** 各協力医療機関

**対象** 過去に1回も接種したことがなく、次のいずれかに当てはまる人▽令和4年度中に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる▽60〜64歳で心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に身体障がい1級相当の障がいがある

**個人負担金** 2,000円

ウクライナ人道危機救援金募金箱を設置しています

募金は日本赤十字社を通じて現地の支援に役立てられます。

皆さんのご協力をお願いします。  
**設置場所** 市役所市民相談室・福祉会館・鬼石総合支所・総合学習センター



**設置期間** 5月31日(火)まで  
**問い合わせ** 福祉課(☎402297)

ます。令和4年1月末時点で、風しん抗体検査受検が確認できない人に「風しん抗体検査・風しん第5期定期接種クーポン券」を送付します。風しんの抗体検査・予防接種が公費で受けられますので、早めに利用してください。

**対象** 昭和37年4月2日〜54年4月1日の間に生まれた男性で未受検の人

**接種期限** 令和5年3月31日(金)まで

**費用** 抗体検査・予防接種ともに無料

**持ってくる物** 郵送されたクーポン券・本人および居住地が

持ってくる物 予防票(紫色)・個人負担金・健康保険証

**その他** ▽生活保護世帯の人は無料になりますので、必ず事前に健康づくり課まで連絡してください▽予防接種を受ける人は事前に協力医療機関へ予約をしてください

**問い合わせ** 健康づくり課(☎402808)

国民健康保険・後期高齢者日帰り人間ドック費用助成

国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入している人を対象に、日帰り人間ドックの検診費用を助成します。助成を受けるには事前に申請が必要です。

**対象** 市のがん検診(胃、大腸、結核・肺(胸部レントゲン))を受診せず、次の要件を満たす人▽国民健康保険税を完納している35歳以上・特定健康診査を受診している人は対象になりません▽後期高齢者医療保険料を完納している(後期高齢者健康診査を受診している人は対象になりません)

**申請方法** ①実施医療機関に

電話で検診日を予約する(氏名・生年月日・住所・電話番号を伝える)②受診月の約1カ月前までに市役所から申請書が届く③申請書に記入し、市役所に持参する④市役所で利用券発行手続き⑤検診当日に利用券を実施医療機関に提出する

※感染予防のため、予約は電話で行ってください。対象にならない場合は電話または通知でお知らせします

**予約期間** 4月12日(火)〜10月31日(月)(土・日曜日、祝日および実施医療機関の休診日を除く)

**人間ドック検診期間** ▽国民健康保険 6月1日(水)〜令和5年2月28日(火)▽後期高齢者医療制度 6月1日(水)〜12月23日(金)

**実施医療機関** 右表のとおり

**検診料** 自己負担金額 1万円 3,100円(検診料3万4,700円から市助成金額2万1,600円を差し引いた額)

**その他** 次の全ての要件に該当する人は、誕生日前に職場の健康診査を受診してください▽現在職場の健康保険に加入中▽年度内に75歳になる(後期高齢者医療保険に加入する)▽誕生日が12月24日以降

**問い合わせ** 保険年金課(☎402822)

国民健康保険・後期高齢者医療制度日帰り人間ドック健診 実施医療機関

医療機関名	電話番号
秋山医院	☎228315
石川医院	☎402535
鬼石病院	☎523121
くすの木病院	☎243111
栗原胃腸科外科医院	☎402299
藤岡総合病院	☎223311
斎藤医院	☎220765
さわだ医院	☎431888
しのめクリニック	☎228851
すぎやまメディカルクリニック	☎201666
田原内科クリニック	☎232552
中田医院	☎220385
光病院	☎241234
深沢内科医院	☎226555
星野医院	☎220116
やまうち内科	☎245792
山崎外科医院	☎221331

確認できる書類(免許証・保険証など)

**その他** ▽抗体検査は市外の医療機関でも受けられます。医療機関リストは厚生労働省のホームページで確認できます▽特定健診・事業所健診と併せて受けられる場合もありますので、健診機関や勤め先に問い合わせてください

**問い合わせ** 健康づくり課(☎402808)

高齢者の居場所運営補助金

高齢者が気軽に立ち寄って交流できる場を開催する団体に対して補助を行います。

**補助期間** 4月1日(金)〜令和5年3月31日(金)

**対象** 市内で高齢者の居場所づくりを行っている団体

**対象事業** 次の条件を全て満たす事業▽3人以上が団体に属する▽1年間事業が継続可能▽月に2回以上開催▽65歳以上の高齢者が5人以上参加▽特定のサークル活動でない

**対象経費** 居場所の運営に要する経費(設備整備費用、食糧費は除く)

**補助金額** 実施月数×5,000円(年間6万円)を上限とします

**申し込み・問い合わせ** 元気長寿課(☎402809)

後期高齢者医療制度の保険料率を一部変更

原則75歳以上の人が加入する後期高齢者医療の保険料は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費などの支払いに充てるため、一定割合を保険料として納めていただきます。

保険料率は2年ごとに見直し令和4年度の保険料率は表1のとおり改定されました。

表1 保険料率

区分	所得割率	均等割額	限度額
令和4年度	8.89%	4万5,700円	66万円

保険料の計算

$$\text{年間保険料} = \left[ \text{所得割額} \left( \text{総所得金額など} - \text{基礎控除(最大43万円)*} \right) \times 8.89\% \right] + \text{均等割額 (4万5,700円)}$$

\*基礎控除は合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円です

均等割額の軽減

同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額が、表2の条件に該当する場合は、それぞれの軽減割合に応じて均等割額が軽減されます。

表2 保険料の軽減措置

軽減割合	軽減該当条件(所得金額)	軽減後の額
7割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 <sup>*</sup> -1)]以下	1万3,710円
5割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 <sup>*</sup> -1)+28万5,000円×世帯の被保険者数]以下	2万2,850円
2割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 <sup>*</sup> -1)+52万円×世帯の被保険者数]以下	3万6,560円

\*「年金・給与所得者の数」は、同一世帯の被保険者と世帯主のうち次のいずれかの条件を満たす人の数▽給与収入が55万円を超える(事業専従者給与分を除く)▽前年の12月31日現在で、65歳未満で公的年金などの収入額が60万円、65歳以上で公的年金など収入額が125万円を超える

④02259

問い合わせ 保険年金課

風しんの追加的対策が延長されます

風しんの公的な予防接種を受ける機会がなかった男性の対策を令和6年度まで延長し